

# ブロック塀等の安全確保について

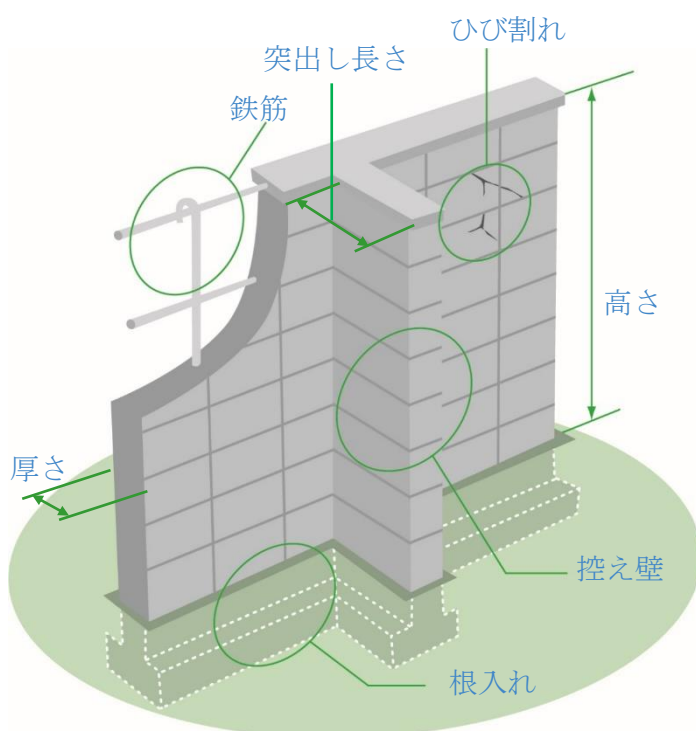
平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震によりブロック塀が倒壊し、痛ましい事故が発生しました。また、過去の地震においても、老朽化したブロック塀等（コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による門及び塀）の倒壊による人的被害が多数発生しています。

道路に面したブロック塀が倒壊すると、歩行者に被害が及ぶだけでなく、復旧作業や救助活動、緊急車両の通行の妨げになることもあります。

ブロック塀等の所有者や管理者は、自己点検をお願いします。

## ■ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、右側の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず、外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがある場合は、専門家に相談しましょう。



【参考】ブロック塀の一般的な寸法

目安：6段積みで高さ1.2m

8列で長さ3.2m

約20cm

約40cm

出典：国土交通省『ブロック塀の点検のチェックポイント』一部改

- 1 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3 控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（石造、れんが造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か。
- 3 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるか。
- 5 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

### 【塀に関する専門的な相談先】

（公社）日本エクステリア建設業協会

TEL：03-3865-5671

（一社）埼玉県建築士事務所協会

TEL：048-864-9313

（一社）埼玉建築士会

TEL：048-861-8221

## 地震により被害を受けた塀

### コンクリートブロック造の塀



### 組積造（石積み・れんが造など）の塀



写真出典：(一財)消防防災科学センター

## 【参考】建築基準法施行令（抜粋）

**第 61 条** 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

**第 62 条の 6** コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

**第 62 条の 8** 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

※このほか、建築基準法（みなし道路）、地区計画等で、塀の設置を制限している場合があります。